

都市整備部住宅建築局建築指導室への情報提供について

【目的】

大阪府において緊急対応が必要な盛土等(土地の造成、土石の体積)を発見した場合は、災害防止策として特別緊急行政代執行等により応急対策工事を行うことがあります。(別紙参照)

応急対策工事実施に際し、迅速に工事発注を行うため、都市整備部住宅建築局建築指導室から事業調整室に対し、業者登録に関する情報提供の依頼があった場合に、「都市整備部(住宅建築局を除く。)土木工事災害時等施工能力事前審査に係る認定登録」を受けている旨、情報提供することの可否について確認するものです。

都市整備部住宅建築局建築指導室からの情報提供依頼に対し、情報提供することに

1 同意する

2 同意しない

(注1) 1又は2を選択し、にチェックしてください。

(注2) 情報提供に同意しないことをもって、「都市整備部(住宅建築局を除く。)土木工事災害時等施工能力事前審査に係る認定登録」等において、不利益が生じるものではありません。

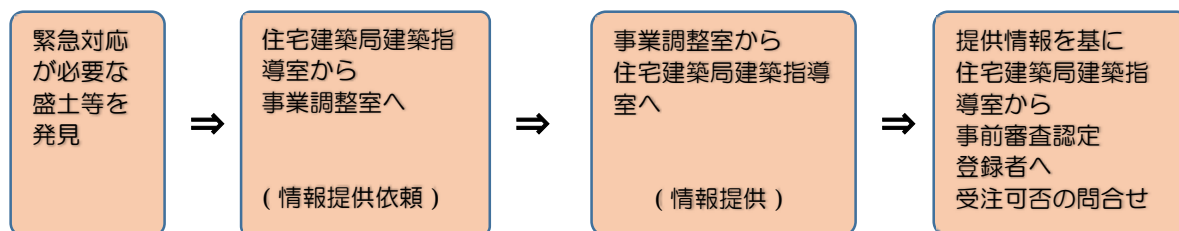
(注3) 情報提供に同意しない場合は、都市整備部住宅建築局建築指導室から受注可否の問い合わせは行いません。

(注4) 情報提供の結果、都市整備部住宅建築局建築指導室から受注可否等の問い合わせがあった場合に、協力の義務を負うものではありません。

また、協力しなかったとしても、不利益が生じるものではありません。

(注5) 応急対策工事を行う場合に、必ず受注可否の問合せがあるものではありません。

※情報提供の流れ(情報提供同意者のみ)



盛土等の変状の発生要因を確認した上で、施工迅速性、各工法の効果等を勘案して選定します。

目的	効果	工法	工法概要	模式図	施工時の留意点
雨水や地ト水の排除	雨水の浸透を抑制する	シート被覆工	ビニールシート等で盛土表面を覆い、盛土等への雨水浸透を防止する。		人力で安全に敷設できること。
崩壊の進行を樹部固定により抑制する のり面の安定性向上	崩壊の進行を樹部固定により抑制する	土のう積み工	盛土等に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、盛土等の下部に大型土のうを設置する。		盛土等の周辺に土のうを設置するため、必要となるクレーン等を配置可能な場合に適用できる。
	崩壊により暫定的に安定化させる	崩土切り落し工	盛土等に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、変状により不安定化した盛土等（崩土）を撤去する。		盛土等ののり面に専機（バックホウ等）を配置可能な場合に適用できる。 人力での施工も可能だが、時間を要する。

国土交通省「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より抜粋

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>（施行通知（技術的助言）別添4）

※既に崩壊が発生し又は崩壊し始め、盛土等が危険な状態となっている場合に実施する工事であるため、安全性確保のため施工方法に制限がある可能性があります。

※緊急を要するため、十分に事前調査が行えない場合があり、突発的な作業が発生する可能性があります。

※施工場所は宅地内や住宅地周辺、山地、森林等となることが想定されます。

詳細については、下記までお問合せください。

大阪府都市整備部住宅建築局
建築指導室建築安全課 監察・指導グループ
電話 06-6210-9729